

介護保険事業特別会計予算

介護保険制度は、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した生活を営めるよう、社会全体で介護を支え、誰もが介護サービスを利用できる仕組みとして平成12年に創設されました。

制度創設以降、介護サービスを受ける高齢者数は増加しておりますが、介護事業所や特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備も進んできています。

また、3年ごとの介護保険事業計画の改定に合わせて、地域支援事業や予防給付の創設、地域密着型サービスの拡充などの制度改正が行われており、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能し、少子高齢社会において必要不可欠な制度となっています。

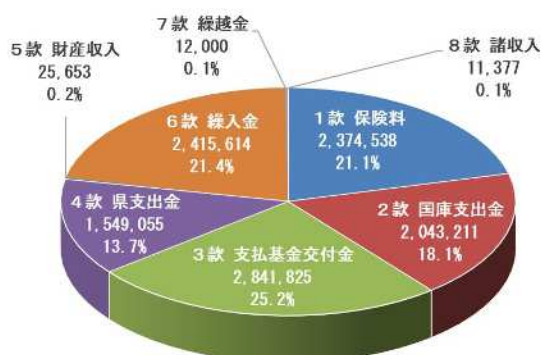
令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年であるため、次期計画の策定を行うとともに、引き続き、介護基盤の整備及びサービスの向上を図り、保険給付の適正化と健全な財政運営に努め、市民が利用しやすい制度として、その理念である一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現へ向けた支援をしてまいります。

令和8年度介護保険事業特別会計予算の歳入・歳出総額は、それぞれ112億7,327万3千円で、対前年度比6.8%の増となっています。

歳入予算では、支払基金交付金が最も多く28億4,182万5千円で全体の25.2%を占め、保険料が23億7,453万8千円で21.1%となっています。

歳出予算では、保険給付費が101億8,420万2千円で全体の90.3%を占めており、対前年度比は6.1%の増となっています。なお、デマンド型交通高齢者外出支援実証運行の実施に伴う保健福祉事業費は、事業の拡大に伴い、対前年度比149.5%で1億3,464万9千円となっています。

【歳 入】



歳入計
11,273,273 千円

【歳 出】



歳出計
11,273,273 千円

(注) グラフの構成比は個々に計算しているため、合計が一致しない場合があります。

1 歳入歳出予算の内訳

(1) 歳入

(単位：千円)

区 分	令和8年度		令和7年度		増減額 C = A - B	増減率 C / B
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
1 款 保険料	2,374,538	21.1%	2,298,733	21.8%	75,805	3.3%
2 款 国庫支出金	2,043,211	18.1%	1,905,571	18.1%	137,640	7.2%
1項 国庫負担金	1,845,626	16.4%	1,718,349	16.3%	127,277	7.4%
2項 国庫補助金	197,585	1.8%	187,222	1.8%	10,363	5.5%
3 款 支払基金交付金	2,841,825	25.2%	2,682,751	25.4%	159,074	5.9%
4 款 県支出金	1,549,055	13.7%	1,483,507	14.1%	65,548	4.4%
1項 県負担金	1,457,446	12.9%	1,393,513	13.2%	63,933	4.6%
2項 県補助金	91,609	0.8%	89,994	0.9%	1,615	1.8%
5 款 財産収入	25,653	0.2%	1,822	0.0%	23,831	1,308.0%
6 款 繰入金	2,415,614	21.4%	2,154,067	20.4%	261,547	12.1%
1項 他会計繰入金	1,762,703	15.6%	1,661,025	15.7%	101,678	6.1%
2項 基金繰入金	652,911	5.8%	493,042	4.7%	159,869	32.4%
7 款 繰越金	12,000	0.1%	12,000	0.1%	0	0.0%
8 款 諸収入	11,377	0.1%	12,672	0.1%	△ 1,295	△ 10.2%
1項 延滞金、加算金及び過料	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%
2項 市預金利子	200	0.0%	200	0.0%	0	0.0%
3項 雑入	11,157	0.1%	12,452	0.1%	△ 1,295	△ 10.4%
合 計	11,273,273	100.0%	10,551,123	100.0%	722,150	6.8%

(2) 歳出

(単位：千円)

区 分	令和8年度		令和7年度		増減額 C = A - B	増減率 C / B
	予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比		
1 款 総務費	313,911	2.8%	292,809	2.8%	21,102	7.2%
1項 総務管理費	191,506	1.7%	163,746	1.6%	27,760	17.0%
2項 徴収費	18,168	0.2%	17,337	0.2%	831	4.8%
3項 介護認定審査会費	104,237	0.9%	111,726	1.1%	△ 7,489	△ 6.7%
2 款 保険給付費	10,184,202	90.3%	9,596,335	91.0%	587,867	6.1%
1項 介護サービス諸費	9,865,528	87.5%	9,253,507	87.7%	612,021	6.6%
2項 高額サービス費	290,306	2.6%	313,353	3.0%	△ 23,047	△ 7.4%
3項 諸費	8,724	0.1%	9,689	0.1%	△ 965	△ 10.0%
4項 市町村特別給付費	19,644	0.2%	19,786	0.2%	△ 142	△ 0.7%
3 款 地域支援事業費	602,858	5.3%	594,180	5.6%	8,678	1.5%
1項 介護予防・生活支援サービス事業費	30,177	0.3%	29,245	0.3%	932	3.2%
2項 包括的支援事業・任意事業費	240,862	2.1%	233,002	2.2%	7,860	3.4%
3項 一般介護予防事業費	79,510	0.7%	77,270	0.7%	2,240	2.9%
4項 介護予防・日常生活支援総合事業費	252,309	2.2%	254,663	2.4%	△ 2,354	△ 0.9%
4 款 保健福祉事業費	134,649	1.2%	53,977	0.5%	80,672	149.5%
5 款 基金積立金	25,653	0.2%	1,822	0.0%	23,831	1,308.0%
6 款 諸支出金	4,000	0.0%	4,000	0.0%	0	0.0%
7 款 予備費	8,000	0.1%	8,000	0.1%	0	0.0%
合 計	11,273,273	100.0%	10,551,123	100.0%	722,150	6.8%

(注) グラフや表の構成比は個々に計算しているため、合計と一致しない場合があります。

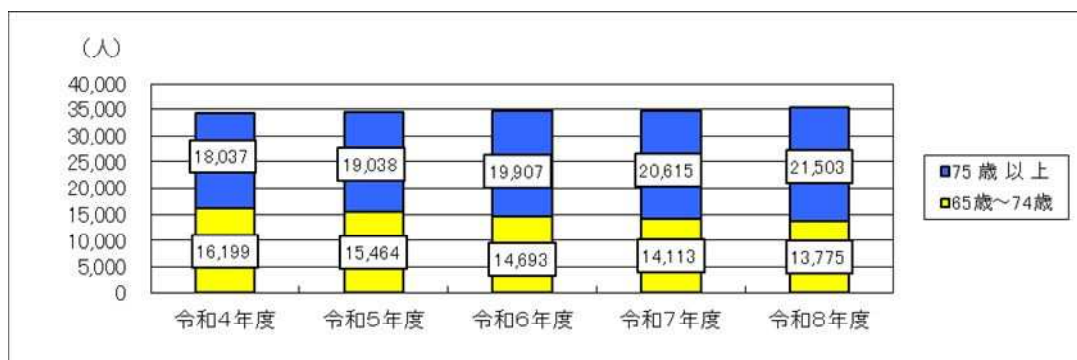
2 高齢者人口の推移

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
75歳以上	18,037	19,038	19,907	20,615	21,503
65歳～74歳	16,199	15,464	14,693	14,113	13,775
高齢者合計	34,236	34,502	34,600	34,728	35,278

(注) 人口は各年度10月1日の状況で、令和7年度までは実績値。

令和8年度は、えびな高齢者プラン21【第9期】に定める推計値です。



3 要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	749	796	875	965	816
要支援2	962	970	992	1,036	1,077
要介護1	1,452	1,590	1,655	1,693	1,640
要介護2	889	976	1,020	1,057	1,048
要介護3	763	772	822	833	820
要介護4	648	683	756	785	773
要介護5	387	398	428	433	440
合 計	5,850	6,185	6,548	6,802	6,614

(注) 認定者数は各年度末の状況で、令和6年度までは実績値。令和7年度は12月末の状況。

令和8年度は、えびな高齢者プラン21【第9期】に定める推計値です。



4 第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対 象 者	料 率	年額保険料
※第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額の合計額が82.65万円以下の方	0.285 (0.15)	18,300円 (9,624円)
※第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額の合計額が82.65万円を超え120万円以下の方	0.485 (0.35)	31,152円 (22,476円)
※第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額の合計額が120万円を超える方	0.685 (0.60)	43,992円 (38,532円)
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の課税年金収入額の合計額が82.65万円以下の方	0.88	56,520円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の課税年金収入額の合計額が82.65万円を超える方	1.00	64,236円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の方	1.15	73,860円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.30	83,496円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.64	105,336円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.73	111,120円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.82	116,904円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.07	132,960円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.10	134,892円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上850万円未満の方	2.25	144,528円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満の方	2.30	147,732円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.35	150,948円
第16段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.40	154,164円

※ 第1段階から第3段階の（ ）内は、軽減強化後の「料率」及び「年額保険料」です。

○ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除し、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

○ 年金収入等の基準額が（令和6年度：80万円、令和7年度：80.9万円）変更されています。

令和 8 年度 保健福祉部 介護保険事業特別会計 予算説明資料

1 介護保険事業特別会計の基本的な考え方

◎ 介護保険制度は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活を営めるよう、社会全体で介護を支え、誰もが介護サービスを利用できる仕組みとして平成12年度に創設されました。

制度創設以降、介護サービスを受ける高齢者は年々増えておりますが、介護保険事業所や介護老人福祉施設などの介護サービスの基盤整備も進んできております。また、3年ごとの介護保険事業計画の改定に合わせて制度改正が行われてきており、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として確実に機能し、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度となっております。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画の最終年であるため、次期計画の策定を行うとともに、引き続き、介護基盤の整備及びサービスの向上を図り、保険給付の適正化と健全な財政運営に努め、市民が利用しやすい制度として、その理念である一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現へ向けた支援をしてまいります。

2 介護保険事業特別会計の主要な施策

【継続事業】

《 介護保険課 》

○ 介護認定審査会Web会議対応用タブレットの運用

・令和5年度に導入したWeb会議に対応したタブレット端末を活用、より効果的な運営及び審査事務の効率化を継続します。

《 福祉政策課 》

○ 高齢者外出支援事業（デマンド型交通）

・これまで公共交通等では支援が届かない高齢者等に対して、デマンド型による新たな外出支援策を実施し、外出機会を増やすことにより、閉じこもりの防止や介護予防、認知症予防、健康増進、生きがいづくり、日常生活の支援等を促進します。

《 介護保険課・地域包括ケア推進課 》

○ えびな高齢者プラン21【第10期】策定業務委託

・2025年問題等、本格的な高齢化が進展していくため、調査だけでなく専門性を求められる結果分析、評価等を専門業者へ前年に引き続き委託し一体的に行うことで、より地域のニーズに合った計画策定を行います。

3 事務事業の見直し・創意工夫等

《 地域包括ケア推進課 》

- 自治会支援に係わる「高齢者の居場所づくり事業」の実施（自治会支援事業）
 - ・高齢者の社会的な孤立を防ぎ、健康を維持することを目的として、高齢者が集まるサロンの新設や既存施設の活用を進め、高齢者が気軽に交流できる通いの場を拡充します。併せて自治会の活性化にもつなげます。

《 福祉政策課 》

- 海老名市デマンド型交通高齢者等外出支援事業実証運行「えび〜くる」の見直し
 - ・実証運行の延長に加え、一部の時間帯に予約が集中していることや、乗合率の向上という課題に対応するため、車両の増車やワゴンタイプ車両の導入など利便性の向上を図ります。

4 SDGsへの取組み

《 福祉政策課 》

- 海老名市デマンド型交通高齢者等外出支援事業実証運行「えび〜くる」（関連する重点ゴール：3・11）
 - ・SDGs重点事業。えび〜くるにより高齢者等の外出を支援し、介護予防や認知症予防、健康増進、日常生活の支援を図ります。

《 介護保険課・地域包括ケア推進課 》

- えびな高齢者プラン21の推進（関連する重点ゴール：3・11）
 - ・令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期計画の着実な推進を図り、一人一人が笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現に向けての取組みを行います。

《 地域包括ケア推進課 》

- 介護予防事業、認知症予防事業の推進（関連する重点ゴール：3・11）
 - ・えびな高齢者プラン21に位置付けられている介護予防事業、認知症予防事業を推進することで、元気な高齢者を増やします。

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和8年度 ～ 令和9年度	2,833

5 主 な 歳 入 ・ 歳 出 予 算 額 の 推 移

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
1・1 保険料（介護保険料）		2,374,538	2,298,733	75,805	3.3	
1 第1号被保険者保険料		2,374,538	2,298,733	75,805	3.3	
1 現年賦課分		2,371,557	2,295,638	75,919	3.3	
保険料現年賦課分	介護保険課	2,371,557	2,295,638	75,919	3.3	【主な内容】 第1号被保険者（65歳以上）の現年度分の介護保険料です。
2 滞納繰越分		2,981	3,095	△ 114	△ 3.7	
保険料滞納繰越分	介護保険課	2,981	3,095	△ 114	△ 3.7	【主な内容】 第1号被保険者（65歳以上）の過年度分の介護保険料です。
2・1 国庫支出金（国庫負担金）		1,845,626	1,718,349	127,277	7.4	
1 介護給付費負担金		1,845,626	1,718,349	127,277	7.4	
1 現年度分		1,845,626	1,718,349	127,277	7.4	
介護給付費負担金	介護保険課	1,845,626	1,718,349	127,277	7.4	【主な内容】 介護給付費の国庫負担分です。 (負担率：施設給付分15%、居宅給付分20%)

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
2・2 国庫支出金（国庫補助金）		197,585	187,222	10,363	5.5	
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）		72,397	72,234	163	0.2	
1 現年度分		72,397	72,234	163	0.2	
地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	地域包括ケア推進課	72,397	72,234	163	0.2	【主な内容】 介護予防・日常生活支援総合事業費の国庫負担分です。（負担率：20%）
2 地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）		92,730	89,705	3,025	3.4	
1 現年度分		92,730	89,705	3,025	3.4	
地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）	地域包括ケア推進課	92,730	89,705	3,025	3.4	【主な内容】 その他の地域支援事業費の国庫負担分です。（負担率：38.5%）
3 保険者機能強化推進交付金		7,164	7,959	△ 795	△ 10.0	
1 保険者機能強化推進交付金		7,164	7,959	△ 795	△ 10.0	
保険者機能強化推進交付金	地域包括ケア推進課	7,164	7,959	△ 795	△ 10.0	【主な内容】 介護予防及び重症化防止の取組みに対する支援のための交付金です。 【増減理由】 国の交付基準変更による減額です。（△795千円）

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
4 介護保険保険者努力支援交付金		15,592	17,324	△ 1,732	△ 10.0	
1 介護保険保険者努力支援交付金		15,592	17,324	△ 1,732	△ 10.0	
介護保険保険者努力支援交付金	地域包括 ケア推進課	15,592	17,324	△ 1,732	△ 10.0	【主な内容】 認知症総合支援等の取組みに対する交付金です。 【増減理由】 国の交付基準変更による減額です。 (△1,732千円)
5 介護保険事業費補助金		9,702	0	9,702	皆増	
1 介護保険事業費補助金		9,702	0	9,702	皆増	
介護保険事業費補助金	介護保険課	9,702	0	9,702	皆増	【主な内容】 介護報酬改定等に伴うシステム改修事業等に対する補助金です。(補助率：2分の1) 【増減理由】 制度改正に伴う介護保険システムの改修による増額です。 (+9,702千円)
3・1 支払基金交付金（支払基金交付金）		2,841,825	2,682,751	159,074	5.9	
1 介護給付費交付金		2,744,090	2,585,238	158,852	6.1	
1 現年度分		2,744,090	2,585,238	158,852	6.1	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
介護給付費交付金	介護保険課	2,744,090	2,585,238	158,852	6.1	【主な内容】 支払基金交付金（第2号被保険者（40～64歳）の介護保険料）です。（負担率：27%）
2 地域支援事業支援交付金		97,735	97,513	222	0.2	
1 現年度分		97,735	97,513	222	0.2	
地域支援事業支援交付金	地域包括 ケア推進課	97,735	97,513	222	0.2	【主な内容】 地域支援事業支援の支払基金交付金です。 （負担率：27%）
4・1 県支出金（県負担金）		1,457,446	1,393,513	63,933	4.6	
1 介護給付費負担金		1,457,446	1,393,513	63,933	4.6	
1 現年度分		1,457,446	1,393,513	63,933	4.6	
介護給付費負担金	介護保険課	1,457,446	1,393,513	63,933	4.6	【主な内容】 介護給付費の県負担分です。 （負担率：施設給付分17.5%、居宅給付分12.5%）
4・2 県支出金（県補助金）		91,609	89,994	1,615	1.8	
1 地域支援事業交付金（介護予防・ 日常生活支援総合事業）		45,245	45,143	102	0.2	
1 現年度分		45,245	45,143	102	0.2	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
地域支援事業交付金（介護 予防・日常生活支援総合事 業）	地域包括 ケア推進課	45,245	45,143	102	0.2	【主な内容】 介護予防・日常生活支援総合事業の県負担分です。 （負担率：12.5%）
2 地域支援事業交付金（その他の 地域支援事業）		46,364	44,851	1,513	3.4	
1 現年度分		46,364	44,851	1,513	3.4	
地域支援事業交付金（その 他の地域支援事業）	地域包括 ケア推進課	46,364	44,851	1,513	3.4	【主な内容】 その他の地域支援事業の県負担分です。 （負担率：19.25%）
5・1 財産収入（財産運用収入）		25,653	1,822	23,831	1,308.0	
1 利子及び配当金		25,653	1,822	23,831	1,308.0	
1 利子及び配当金		25,653	1,822	23,831	1,308.0	
介護保険給付費等準備基金 利子	介護保険課	25,653	1,822	23,831	1,308.0	【主な内容】 介護保険給付費等準備基金利子です。 【増減理由】 運用利率の上昇による増額です。 （+23,831千円）
6・1 繰入金（他会計繰入金）		1,762,703	1,661,025	101,678	6.1	
1 一般会計繰入金		1,762,703	1,661,025	101,678	6.1	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
1 職員給与費等繰入金		129,035	129,846	△ 811	△ 0.6	
職員給与費等繰入金	介護保険課	129,035	129,846	△ 811	△ 0.6	【主な内容】 介護保険事業に携わる職員の人件費です。
2 介護給付費繰入金		1,270,412	1,196,869	73,543	6.1	
介護給付費繰入金	介護保険課	1,270,412	1,196,869	73,543	6.1	【主な内容】 介護給付費の市法定負担分です。 (負担率：12.5%)
3 要介護認定事務費繰入金		104,237	111,726	△ 7,489	△ 6.7	
要介護認定事務費繰入金	介護保険課	104,237	111,726	△ 7,489	△ 6.7	【主な内容】 介護認定審査会及び介護認定調査等に係る経費です。
4 地域支援事業繰入金（介護 予防事業）		45,245	45,143	102	0.2	
地域支援事業繰入金（介護 予防事業）	地域包括 ケア推進課	45,245	45,143	102	0.2	【主な内容】 介護予防事業費の市法定負担分です。 (負担率：12.5%)
5 地域支援事業繰入金（包括 的支援事業・任意事業）		46,364	44,851	1,513	3.4	
地域支援事業繰入金（包括 的支援事業・任意事業）	地域包括 ケア推進課	46,364	44,851	1,513	3.4	【主な内容】 包括的支援・任意事業の市負担分です。 (負担率：19.25%)
6 低所得者保険料軽減繰入金		59,009	58,751	258	0.4	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
低所得者保険料軽減繰入金	介護保険課	59,009	58,751	258	0.4	【主な内容】 第1段階から第3段階までの介護保険料軽減に伴う法定負担分です。
7 保健福祉事業費繰入金		32,204	22,602	9,602	42.5	
保健福祉事業費繰入金	福祉政策課	32,204	22,602	9,602	42.5	【主な内容】 デマンド型交通高齢者等外出支援事業費です。 (令和7年度から担当課を変更) 【増減理由】 事業を通年で実施すること及び事業の拡大に伴う保健福祉事業費繰入金の増額です。 (+9,602千円)
8 その他一般会計繰入金		76,197	51,237	24,960	48.7	
その他一般会計繰入金	介護保険課	76,197	51,237	24,960	48.7	【主な内容】 国、県等の負担金、補助金に該当しない一般管理経費、賦課徴収経費です。 【増減理由】 介護保険システムの改修等による増額です。 (+24,960千円)
6・2 繰入金（基金繰入金）		652,911	493,042	159,869	32.4	
1 介護保険給付費等準備基金繰入金		652,911	493,042	159,869	32.4	
1 介護保険給付費等準備基金繰入金		652,911	493,042	159,869	32.4	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差 額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主 な 内 容 及 び 増 減 の 理 由
		8 年 度 (A)	7 年 度 (B)			
介護保険給付費等準備基金 繰入金	介護保険課	652,911	493,042	159,869	32.4	【主な内容】 準備基金の取崩し（第1号被保険者保険料充当分） です。 【増減理由】 介護保険給付費の増額に伴う基金取崩しの増額で す。（+159,869千円）
7・1 繰越金（繰越金）		12,000	12,000	0	-	
1 繰越金		12,000	12,000	0	-	
1 前年度繰越金		12,000	12,000	0	-	
純繰越	介護保険課	12,000	12,000	0	-	【主な内容】 前年度繰越金です。
8・1 諸収入（延滞金、加算金及び過料）		20	20	0	-	
1 延滞金		20	20	0	-	
1 延滞金		20	20	0	-	
第1号被保険者延滞金	介護保険課	20	20	0	-	【主な内容】 第1号被保険者の保険料延滞金です。
8・2 諸収入（市預金利子）		200	200	0	-	

(1) 主 な 歳 入 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
1 市預金利子		200	200	0	-	
1 預金利子		200	200	0	-	
預金利子	介護保険課	200	200	0	-	【主な内容】 普通預金に対する利子です。
8・3 諸収入（雑入）		11,157	12,452	△ 1,295	△ 10.4	
1 雑入		11,157	12,452	△ 1,295	△ 10.4	
1 雑入		11,157	12,452	△ 1,295	△ 10.4	
雑入	地域包括 ケア推進課	12	12	0	-	【主な内容】 訪問型サービスAの利用料（自己負担分）です。
雑入	介護保険課	120	120	0	-	【主な内容】 情報提供資料複写料です。
保健福祉事業収入	福祉政策課	11,025	12,320	△ 1,295	△ 10.5	【主な内容】 デマンド型交通高齢者等外出支援事業における利用 料収入です。 【増減理由】 利用実態に合わせて想定利用人数を見直したことによ る減額です。（△1,295千円）
歳 入 合 計		11,273,273	10,551,123	722,150	6.8	

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
1・1 総務費（総務管理費）		191,506	163,746	27,760	17.0	
1 一般管理費		191,506	163,746	27,760	17.0	
職員給与費	職員課	127,469	129,036	△ 1,567	△ 1.2	【主な内容】 介護保険事業に携わる職員給与費です。
一般管理経費	介護保険課	61,013	34,710	26,303	75.8	【主な内容】 介護保険事業の運営に係るシステム管理費等の総務費です。 【増減理由】 介護保険システムの改修等による増額です。 (+26,303千円)
一般管理経費	地域包括 ケア推進課	3,024	0	3,024	皆増	【主な内容】 介護保険事業計画、老人福祉計画及び認知症施策推進計画を一体的に作成した計画「えびな高齢者プラン21」を策定するための費用です。 【増減理由】 一般会計からの予算振り替えによる増額です。 (+3,024千円)
1・2 総務費（徴収費）		18,168	17,337	831	4.8	
1 賦課徴収費		18,168	17,337	831	4.8	
賦課徴収経費	介護保険課	18,168	17,337	831	4.8	【主な内容】 第1号被保険者の介護保険料賦課徴収経費です。

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
1・3 総務費（介護認定審査会費）		104,237	111,726	△ 7,489	△ 6.7	
1 介護認定審査会費		23,592	23,282	310	1.3	
介護認定審査会運営経費	介護保険課	23,592	23,282	310	1.3	【主な内容】 介護認定審査会に要する経費です。
2 認定調査費		80,645	88,444	△ 7,799	△ 8.8	
介護認定調査等経費	介護保険課	80,645	88,444	△ 7,799	△ 8.8	【主な内容】 認定申請者の状況調査、主治医意見書作成に要する経費です。
2・1 保険給付費（介護サービス諸費）		9,865,528	9,253,507	612,021	6.6	
1 居宅介護等サービス給付費		6,421,655	5,972,261	449,394	7.5	
居宅介護サービス給付費	介護保険課	5,084,808	4,731,853	352,955	7.5	【主な内容】 要介護1～5への通所介護や訪問介護などに対する保険給付です。
特例居宅介護サービス給付費	介護保険課	446	557	△ 111	△ 19.9	【主な内容】 要介護1～5への介護認定前の通所介護や訪問介護などに対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。（△111千円）
地域密着型介護サービス給付費	介護保険課	1,090,750	1,000,476	90,274	9.0	【主な内容】 要介護1～5への地域密着型介護サービスに対する保険給付です。

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
特例地域密着型介護サービス給付費	介護保険課	917	1,146	△ 229	△ 20.0	【主な内容】 要介護 1～5 への介護認定前の地域密着型介護サービスに対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△229千円)
居宅介護福祉用具購入費	介護保険課	14,256	14,329	△ 73	△ 0.5	【主な内容】 要介護 1～5 への福祉用具購入に対する保険給付です。
居宅介護住宅改修費	介護保険課	30,868	29,400	1,468	5.0	【主な内容】 要介護 1～5 への住宅改修に対する保険給付です。
介護予防サービス給付費	介護保険課	174,801	173,104	1,697	1.0	【主な内容】 要支援 1、2 への通所介護や訪問介護などに対する保険給付です。
特例介護予防サービス給付費	介護保険課	423	528	△ 105	△ 19.9	【主な内容】 要支援 1、2 への支援認定前の通所介護や訪問介護などに対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△105千円)
地域密着型介護予防サービス給付費	介護保険課	3,187	1,227	1,960	159.7	【主な内容】 要支援 1、2 への地域密着型介護サービスに対する保険給付です。 【増減理由】 利用者数の増加による増額です。(＋1,960千円)
特例地域密着型介護予防サービス給付費	介護保険課	734	917	△ 183	△ 20.0	【主な内容】 要支援 1、2 への支援認定前の地域密着型介護サービスに対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△183千円)
介護予防福祉用具購入費	介護保険課	3,369	2,484	885	35.6	【主な内容】 要支援 1、2 への福祉用具購入に対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による増額です。(＋885千円)

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
介護予防住宅改修費	介護保険課	17,096	16,240	856	5.3	【主な内容】 要支援 1、2 の住宅改修に対する保険給付です。
2 施設介護等サービス給付費		2,664,634	2,556,696	107,938	4.2	
施設介護サービス給付費	介護保険課	2,662,206	2,553,661	108,545	4.3	【主な内容】 要介護 1～5 への施設の入所者に対する保険給付です。
特例施設介護サービス給付費	介護保険課	2,428	3,035	△ 607	△ 20.0	【主な内容】 要介護 1～5 への介護認定前の施設の入所者に対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△607千円)
3 居宅介護等サービス計画給付費		647,141	592,384	54,757	9.2	
居宅介護サービス計画給付費	介護保険課	601,074	548,324	52,750	9.6	【主な内容】 要介護 1～5 への介護サービス計画書(ケアプラン)作成費です。
特例居宅介護サービス計画給付費	介護保険課	1,434	1,817	△ 383	△ 21.1	【主な内容】 要介護 1～5 への介護認定前の介護サービス計画書(ケアプラン)作成費です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△383千円)
介護予防サービス計画給付費	介護保険課	44,405	41,958	2,447	5.8	【主な内容】 要支援 1、2 への介護サービス計画書(ケアプラン)作成費です。
特例介護予防サービス計画給付費	介護保険課	228	285	△ 57	△ 20.0	【主な内容】 要支援 1、2 への支援認定前の介護サービス計画書(ケアプラン)作成費です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△57千円)

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
4 特定入所者介護等サービス費		132,098	132,166	△ 68	△ 0.1	
特定入所者介護サービス費	介護保険課	131,259	131,259	0		【主な内容】 要介護 1～5 への低所得者の施設居住費・食費に対する補足給付です。
特例特定入所者介護サービス費	介護保険課	294	367	△ 73	△ 19.9	【主な内容】 要介護 1～5 への介護認定前の低所得者の施設居住費・食費に対する補足給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△73千円)
特定入所者介護予防サービス費	介護保険課	415	410	5	1.2	【主な内容】 要支援 1、2 への低所得者の施設居住費・食費に対する補足給付です。
特例特定入所者介護予防サービス費	介護保険課	130	130	0		【主な内容】 要支援 1、2 への支援認定前の低所得者の施設居住費・食費に対する補足給付です。
2・2 保険給付費（高額サービス費）		290,306	313,353	△ 23,047	△ 7.4	
1 高額介護等サービス費		254,144	277,846	△ 23,702	△ 8.5	
高額介護サービス費	介護保険課	253,994	277,411	△ 23,417	△ 8.4	【主な内容】 要介護 1～5 への 1 か月の負担限度額を超えた者に対する保険給付です。
高額介護予防サービス費	介護保険課	150	435	△ 285	△ 65.5	【主な内容】 要支援 1、2 への 1 か月の負担上限額を超えた額に対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△285千円)

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
2 高額医療合算介護等サービス費		36,162	35,507	655	1.8	
高額医療合算介護サービス費	介護保険課	35,869	34,947	922	2.6	【主な内容】 要介護1～5への医療と介護の自己負担分の年間合計が、負担限度額を超えた者に対する保険給付です。
高額医療合算介護予防サービス費	介護保険課	293	560	△ 267	△ 47.7	【主な内容】 要支援1、2への医療と介護の自己負担分の年間合計が、負担限度額を超えた者に対する保険給付です。 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△267千円)
2・3 保険給付費(諸費)		8,724	9,689	△ 965	△ 10.0	
1 審査支払手数料		7,464	8,098	△ 634	△ 7.8	
介護報酬審査支払手数料	介護保険課	7,464	8,098	△ 634	△ 7.8	【主な内容】 介護報酬の審査支払等に対する手数料です。 (手数料40円/件)
2 電算共同処理システム料		1,260	1,591	△ 331	△ 20.8	
電算共同処理業務手数料	介護保険課	263	369	△ 106	△ 28.7	【主な内容】 神奈川県国保連合会での電算処理業務に対する手数料です。(統計資料作成手数料3円/件、主治医意見書支払手数料45円/件) 【増減理由】 過年度実績推移による減額です。(△106千円)
第三者行為損害賠償請求事務手数料	介護保険課	997	1,222	△ 225	△ 18.4	【主な内容】 第三者行為損害賠償請求事務に対する手数料です。 (収納額の5%) 【増減理由】 対象者の減による減額です。(△225千円)

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
2・4 保険給付費（市町村特別給付費）		19,644	19,786	△ 142	△ 0.7	
1 市町村特別給付費		19,644	19,786	△ 142	△ 0.7	
介護用品給付事業費	地域包括 ケア推進課	19,644	19,786	△ 142	△ 0.7	【主な内容】 介護用品（紙おむつ等）の給付です。
3・1 地域支援事業費（介護予防・生活支援サービス事業費）		30,177	29,245	932	3.2	
1 介護予防・生活支援サービス事業費		30,177	29,245	932	3.2	
介護予防・生活支援サービス事業費	地域包括 ケア推進課	30,177	29,245	932	3.2	【主な内容】 介護予防教室、訪問型サービスA（委託型）などの事業費です。
3・2 地域支援事業費（包括的支援事業・任意事業費）		240,862	233,002	7,860	3.4	
1 包括的支援事業・任意事業費		240,862	233,002	7,860	3.4	
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	地域包括 ケア推進課	138,400	138,400	0	-	【主な内容】 地域包括支援センター運営委託費です。
任意事業費	地域包括 ケア推進課	22,020	20,377	1,643	8.1	【主な内容】 認知症サポーター養成講座、緊急通報システム貸与、徘徊位置対策システム貸与などの事業費です。

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
在宅医療・介護連携推進事業費	地域包括 ケア推進課	31,717	31,149	568	1.8	【主な内容】 医療介護連携体制の構築に向けた事業費です。
生活支援体制整備事業費	地域包括 ケア推進課	32,146	31,120	1,026	3.3	【主な内容】 生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーター配置などの事業費です。
認知症総合支援事業費	地域包括 ケア推進課	16,579	11,956	4,623	38.7	【主な内容】 認知症初期集中支援チームなどの事業費です。 【増減理由】 認知症施策の強化のための人件費等の増額です。 (+4,623千円)
3・3 地域支援事業費（一般介護予防 事業費）		79,510	77,270	2,240	2.9	
1 一般介護予防事業費		79,510	77,270	2,240	2.9	
一般介護予防事業費	地域包括 ケア推進課	79,510	77,270	2,240	2.9	【主な内容】 介護予防教室や介護予防・日常生活圏域調査、オーラルフレイル健診等の事業費です。
3・4 地域支援事業費（介護予防・日 常生活支援総合事業費）		252,309	254,663	△ 2,354	△ 0.9	
1 介護予防・日常生活支援総合 事業費		252,309	254,663	△ 2,354	△ 0.9	
訪問型サービス事業費	地域包括 ケア推進課	43,307	48,517	△ 5,210	△ 10.7	【主な内容】 訪問型サービス利用に対する事業費です。 【増減理由】 前年実績による減額です。（△5,210千円）

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年度 (A)	7 年度 (B)			
通所型サービス事業費	地域包括 ケア推進課	182,223	177,047	5,176	2.9	【主な内容】 通所型サービス利用に対する事業費です。
介護予防ケアマネジメント事業費	地域包括 ケア推進課	25,340	27,362	△ 2,022	△ 7.4	【主な内容】 事業対象者に対するケアプラン作成費用です。
高額介護サービス費相当事業費	地域包括 ケア推進課	415	410	5	1.2	【主な内容】 総合事業利用者の負担上限額を超えた額に対する給付です。
高額医療合算介護予防サービス相当事業費	地域包括 ケア推進課	397	650	△ 253	△ 38.9	【主な内容】 総合事業利用者の負担上限額を超えた額に対する給付です。 【増減理由】 前年実績による減額です。(△253千円)
審査支払手数料	地域包括 ケア推進課	627	677	△ 50	△ 7.4	【主な内容】 介護報酬の審査支払等に対する手数料です。 (手数料40円/件)
4・1 保健福祉事業費（保健福祉事業費）		134,649	53,977	80,672	149.5	
1 高齢者外出支援事業費		134,649	53,977	80,672	149.5	
高齢者外出支援事業費	福祉政策課	134,649	53,977	80,672	149.5	【主な内容】 デマンド型交通高齢者等外出支援事業の運行費用等です。 【増減理由】 事業を通年で実施すること及び事業の拡大に伴う増額です。(＋80,672千円)

(2) 主 な 歳 出 予 算 額 の 推 移

(単位：千円)

予 算 科 目	担当課	当初予算		差 額 C=A-B	増減率 (%) D=C/B	主な内容及び増減の理由
		8 年 度 (A)	7 年 度 (B)			
5・1 基金積立金（基金積立金）		25,653	1,822	23,831	1,308.0	
1 介護保険給付費等準備基金費		25,653	1,822	23,831	1,308.0	
介護保険給付費等準備基金利子	介護保険課	25,653	1,822	23,831	1,308.0	【主な内容】 介護保険給付費等準備基金の運用利益です。 【増減理由】 運用利率の上昇による増額です。（+23,831千円）
6・1 諸支出金（償還金及び還付加算金）		4,000	4,000	0	-	
1 被保険者保険料還付金		4,000	4,000	0	-	
第1号被保険者保険料還付金	介護保険課	4,000	4,000	0	-	【主な内容】 介護保険料の減額に伴う過年度保険料等の還付金です。
7・1 予備費（予備費）		8,000	8,000	0	-	
1 予備費		8,000	8,000	0	-	
予備費	介護保険課	8,000	8,000	0	-	【主な内容】 予期せぬ不測の事態に対応するための経費です。
歳 出 合 計		11,273,273	10,551,123	722,150	6.8	

資料 1 参考

海老名市介護保険事業特別会計収支推移

(単位 円)

年 度	歳入総額 (A)		歳出総額 (B)		形式収支 (A-B)
		うち保険料		うち保険給付費	
H17	3,384,283,562	650,954,124	3,281,667,657	2,988,630,299	102,615,905
H18	3,620,740,705	837,140,444	3,418,025,881	3,108,988,188	202,714,824
H19	3,900,525,171	907,813,725	3,759,655,319	3,306,448,034	140,869,852
H20	4,206,283,348	963,109,961	4,021,518,653	3,508,601,175	184,764,695
H21	4,519,670,308	995,807,012	4,343,959,367	3,844,985,614	175,710,941
H22	4,750,027,469	1,023,150,915	4,603,526,341	4,122,471,961	146,501,128
H23	4,968,202,520	1,054,174,000	4,842,066,774	4,402,301,215	126,135,746
H24	5,420,268,203	1,249,452,951	5,173,471,539	4,764,956,925	246,796,664
H25	5,803,021,634	1,322,761,858	5,599,522,546	5,042,126,137	203,499,088
H26	6,148,476,787	1,397,824,559	5,851,397,502	5,333,153,947	297,079,285
H27	6,427,942,992	1,650,555,260	6,227,307,492	5,620,692,528	200,635,500
H28	6,652,182,250	1,710,274,551	6,465,778,780	5,912,378,917	186,403,470
H29	7,142,937,642	1,756,417,547	6,794,374,817	6,119,729,017	348,562,825
H30	7,754,053,541	2,089,498,004	7,291,649,696	6,309,793,138	462,403,845
R1	8,485,344,339	2,090,248,030	7,711,837,966	6,589,707,850	773,506,373
R2	9,339,920,849	2,089,501,078	8,371,407,215	6,966,511,110	968,513,634
R3	9,273,313,869	2,127,472,288	9,035,402,402	7,370,747,130	237,911,467
R4	8,941,531,589	2,142,818,868	8,519,312,980	7,563,323,469	422,218,609
R5	9,504,244,167	2,146,267,096	9,222,677,546	8,079,006,441	281,566,621
R6	10,018,118,253	2,291,696,251	9,747,846,925	8,627,748,584	270,271,328
R7(見込)	10,819,277,551	2,336,794,703	10,328,602,011	9,143,359,514	490,675,540
R8(予算)	11,273,273,000	2,374,538,000	11,273,273,000	10,184,202,000	0

令和 7 年度末 (見込)
介護保険給付費等準備基金 残高 : 855, 069, 291円

地域密着型通所介護等に関する協定の変更協定について

地域密着型サービス事業所は所在地の市民のみ利用可能ですが、当市、座間市及び綾瀬市の近隣3市は介護保険法に基づく協定を締結しており、互いの市民も利用可能となっています。

令和8年4月1日から、今後の高齢者人口の増加と事業所の運営を見据え協定を拡大しました。

座間市との協定では、平成28年4月1日から市境2キロメートル圏内の地域密着型通所介護事業所については互いの市民も利用できるよう協定を締結していますが、その範囲を両市全域に拡大しました。

綾瀬市との協定では、平成31年4月1日から地域密着型通所介護事業所については互いの市民も利用できるよう協定を締結していますが、その対象サービスに看護小規模多機能型居宅介護事業所も追加しました。

今後も各市及び事業所との連携の推進を図ると共に、市民に対してサービスを提供できるよう3市による協力体制を維持していきます。

【令和8年4月1日時点の協定対象事業所数】

地域密着型サービス	海老名市	座間市	綾瀬市
地域密着型通所介護	15	23	8
看護小規模多機能型居宅介護	1		1

令和 8 年度 介護保険施設の公募予定について

市では、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めております。第 9 期介護保険事業計画では、入所施設の「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」、「介護付有料老人ホーム」を、地域密着型サービスの「看護小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の整備を位置付けています。

令和 7 年度までに、「介護付有料老人ホーム」、「看護小規模多機能型居宅介護」、及び「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の選定は終了しました。

令和 8 年度は、未整備である「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の公募を実施します。

【計画】

整備目標	第 8 期	第 9 期		
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設※	633 床	633 床	733 床	733 床
介護有料老人ホーム	540 床	640 床	640 床	740 床
看護小規模多機能型 居宅介護	なし	(短期入所) 9 人 (登録定員) 29 人	(短期入所) 9 人 (登録定員) 29 人	(短期入所) 9 人 (登録定員) 29 人
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護※	なし	12 人	12 人	12 人
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	144 床	144 床	162 床	162 床

※令和 8 年度公募予定

1 公募期間

令和 8 年 4 月 1 日（水曜日）から 6 月 19 日（金曜日）まで

2 公募内容及び応募者数

サービス種類	募集内容
介護老人福祉施設	100 床及びショートステイ 10 床以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設

3 公募選定委員会

令和 8 年 7 月上旬を予定

令和 7 年度第 3 回計画策定部会及び 令和 8 年度第 1 回計画策定部会の結果報告について

1 報告趣旨

令和 7 年度第 3 回計画策定部会及び令和 8 年度第 1 回計画策定部会の結果について報告します。

第 3 回部会では「えびな高齢者プラン21【第 9 期】」の事業評価について意見交換を行いました。第 1 回部会では、アンケート調査結果及び事業評価結果を基に、現状の課題や今後の方向性を整理した上で、次期計画の骨子案について意見を聴取しました。

2 計画策定部会の開催概要

年度	開催日	主な議題
令和7年度	【第3回】 令和8年3月26日	・えびな高齢者プラン21【第9期】評価について
令和8年度	【第1回】 令和8年5月21日	・えびな高齢者プラン21【第10期】策定のためのアンケート調査結果及び【第9期】中間事業評価について ・えびな高齢者プラン21【第10期】骨子案について

3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 8 月 27 日	令和 8 年度第 2 回計画策定部会（素案検討）
令和 8 年 10 月 15 日	令和 8 年度第 3 回計画策定部会
令和 8 年 12 月	パブリックコメント実施
令和 9 年 2 月	最終案完成

【参考】次期計画の概要

計画期間	令和 9 年度～令和 11 年度
目 的	高齢者福祉施策・介護保険事業の方向性とその実現方策について検討し、サービス目標量等を定める。
計画の内容	老人福祉計画と介護保険事業計画を一体化し、平成 12 年度から 3 年ごとに策定しており、次期計画では認知症施策推進計画を包含する。

アンケート調査結果及び統計データの分野別整理

分野	主な調査結果・統計データ	課 題
介護予防・健康づくり	- 市の高齢化率は令和 7（2025）年で 24.6％と横ばいで推移している。 - 要支援高齢者では、普段の生活で「現在、何らかの介護を受けている」が 3 割を超え、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 2 割台半ばとなっている。 - 介護・介助が必要になった主な原因として、「高齢による衰弱」「骨折・転倒」「心臓病」「糖尿病」などが上位にある。 - フレイルを知らない人は半数を超え、一般高齢者ではフレイルチェック未経験者が 9 割前後となっている。 - 介護予防や健康づくりに興味がある高齢者は、85.2％と高く、特に「自宅で手軽にできる運動や健康づくり」への関心が高い。	- 高齢者数や要介護認定率の増加を踏まえ、健康寿命の延伸と介護予防の重要性が高まっている。 - 軽度認定者が比較的多く、重度化を防ぐための早期段階からの介護予防が重要である。 - 加齢に伴う虚弱化、転倒、生活習慣病の進行が、要介護化や医療費の増加につながっている。 - 要介護状態ではない人でも、至っていない段階でも、日常生活に支援を要する高齢者が一定数みられる。 - フレイルに関する認知やチェック機会が十分ではなく、身近な場所や自宅で継続しやすい取組の充実が求められる。
生きがいづくり・社会参加	- 外出を控えている人にその理由を聞いたところ、「足腰などの痛み」、「トイレの心配（失禁など）」、「交通手段がない」の順で多くなっている。 - 要支援高齢者の外出する際の移動手段では、「徒歩」に加え、「自動車（人に乗せてもらう）」、「タクシー」の割合が高い。 - 運転免許返納後に必要な支援としては、「交通手段に関する支援の充実」が最も多くなっている。 - 地域活動に 1 つでも参加している割合は 6 割を超えている。	- 身体機能の低下や移動手段の不足が外出の制約になっていることがうかがえる。また、外出については、他者の支援や交通サービスを利用する人が多くなっている。 - 高齢者の社会参加を進めるためには、移動のしやすさへの配慮が重要な課題である。
相談支援・連携体制	- 家族や友人・知人以外に相談できる相手が「いない」人は 34.6％となっており、一般高齢者では、北、中央、東など高い圏域もみられる。 - 要支援高齢者では、家族や友人・知人以外の相談相手が「いない」割合が一般高齢者に比べて高い。	- 相談相手や相談先につながない高齢者が一定数おり、必要な支援の早期把握や適切な支援が必要である。 - 困った時に相談できる関係性や地域とのつながりに課題がみられる。
生活支援・在宅生活支援	- 世帯の小規模化が進み、また、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯は大きく増加している。 - 現在のサービスでは「在宅生活の維持が難しい人が一定数存在している。 - 要支援高齢者では「1 人暮らし」が 3 割を超えている。 - 施設等への「入所・入居は検討していない」が 7 割台半ばを占め、多くが住み慣れた自宅での生活継続を希望している。 - 在宅生活の継続に必要な支援は「移送サービス」、「外出同行」、「配食」などの順で高い。各サービスの現在の利用状況は 1 割前後である。 - 介護を理由に主な介護者が仕事を辞めた割合は、要介護度が上がるほど高くなっている。	1 人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、日常の一部分への支援、住民同士の関わり合いが重要である。 - 移動・買い物・見守りといった生活支援が在宅継続において重要な要素であることが考えられる。 - 家族介護者の介護離職防止の視点も重要である。
認知症施策	- 認知機能の低下がみられる高齢者は、要支援高齢者で半数を超え、一般高齢者でも 3～4 割台となっている。 - 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の人は半数を超えている。 - 認知症に関する相談窓口の認知度は全体で 21.7％である。 - 認知症のある人が地域で暮らし続けるために必要なこととして、「本人に合ったサポートを受けられること」や「認知症への正しい理解の普及」が多く挙げられる。 - 認知症になった場合、周囲に「知られてもよい」は全体で 5 割を超えている。	- 約 4 人に 3 人は相談窓口を知らない状況である。 - 認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、本人の状態や希望に応じた支援と、地域の理解促進が必要である。
介護サービス基盤整備・介護人材確保・適正な運営	- 被保険者 1 人当たりの医療費は増加傾向にある。 - 介護保険サービスを利用していない理由には、「まだ必要ない」との回答もみられる。 - 量的に不足していると感じるサービスとして「訪問介護」が突出し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」が続いている。整備が必要だと感じる施設・居住系サービスは「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」が最も多い。 - 事業所の採用や人材定着に関する課題としては、応募者不足や採用困難が最も多い。	- 介護と医療の両面から高齢者の生活を支える必要性は高まっている。 - 在宅生活を支える訪問系・夜間対応系・認知症対応系の不足感と重度者の受け皿としての施設ニーズが多くなっている。 - 人材確保を各事業所だけで実施するには限界があることがうかがえる。



今後の方向性
- 要介護認定前の段階から、健康づくりを含む介護予防とフレイル予防を推進する。 - 軽度認定者の重度化防止に向け、運動、栄養、口腔、疾病管理等を含めた介護予防を推進する。 - 身近な場所や自宅でも無理なく継続できる運動・健康づくりの取組を充実させる。
移動負担の少ない社会参加の場づくりや、地域資源との連携を図りながら外出のきっかけを増やすことが重要である。
- 地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、在宅医療相談室等の相談支援機能の周知と連携を強化する。 - 相談相手がいない高齢者や支援につながりにくい高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を充実する。 - 相談相手がいない高齢者が一定数みられることから、地域の中で人と関わる機会や役割を持てる環境を整えることが重要である。
- 移動・買い物・見守りといった支援は、在宅生活を継続するための基盤であり、介護保険外を含めて地域資源の整備が求められている。圏域ごとの不足サービスを埋めることも重要である。 - 住み慣れた自宅でより長く生活するためにもサービスの拡充を検討する。 - 家族介護者のレスパイト、相談支援、就労継続支援など、家族介護者を支える仕組みも重要である。
- 高齢者の増加に伴い認知症の人の増加が見込まれることから、相談窓口の周知を進め、早期相談・早期対応につなげる必要がある。 - 認知症本人の状態や希望に応じた支援を進めるとともに、認知症への正しい理解の普及や啓発を図り、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを進める必要がある。
- 介護予防や生活支援の充実により重度化を防ぐとともに、医療・介護連携を強化することも重要である。 - 介護認定を受けていても介護保険サービスを利用していない人もいるが、状態悪化後は一気に在宅継続が難しくなることも想定されるため、地域包括支援センターやえびな在宅医療相談室等による早めの相談支援、制度案内、介護予防から介護保険利用への円滑な接続を強化する必要がある。 - 採用マッチング、働きやすい環境づくりなど人材確保のための支援が重要である。

事業評価の分野別整理

分野	取組内容	内部評価による課題	委員意見・委員評価	今後の方向性
介護予防・健康づくり	- 保健事業と介護予防をつなぐために、保健・医療・介護予防を横断し、事業を実施している。 - 一般介護予防事業（介護予防教室やフレイルチェック等）を通じて、支援を要する方の早期把握に取り組んでいる。 - 教室型・地域型の予防事業は継続実施されており、一定の参加基盤が維持されている。	- 高齢者訪問事業等の対象者把握が難しく、訪問につながる件数が少ない。 - 特定保健指導、がん検診などでは、実績低下や利用の伸び悩みが課題である。	- 介護予防普及啓発（各種教室）では、高齢者が「参加したい」と思える内容にしているかを検証すべきである。 - 健康教育、検診など高齢者計画で評価する以上は、高齢者に絞った指標が必要である。	- 医師会、包括支援センター、ケアマネジャー、地域サロン、社会福祉協議会との在宅医療介護連携や介護現場や通いの場との連携支援の強化。 - 検診受診率向上のための周知方法の検討・がん検診受診機会の見直し。 - アンケート結果を踏まえ、自宅で手軽にできる運動や健康づくりなど、ニーズに応じた教室内容へ見直す。 - 高齢者に限定した指標を中心とし、より実態に即した評価を実施する。
生きがいづくり・社会参加	地域サロン、ふれあいランチ、地域版ともの輪、シルバー人材センターなど、高齢者が地域の中で活動し、役割やつながりを持ち続けるための事業が位置づけられている。	- ゆめクラブ、シルバー人材センターでは、60代や70代の新規加入確保が共通課題となっている。 - 生きがい教室では、教室の内容による申込差が課題であり、ニーズに応じた見直しが必要である。	地域サロンや地域版ともの輪では、活動内容や参加状況が分かりにくいこと、担い手不足が課題である。またスーパーや喫茶店など高齢者が気軽に立ち寄れる場を活用すべきである。	- 生活支援コーディネーター等と協働し、サロン運営支援の手法を検討。 - 地域サロンや地域版ともの輪では、開催場所の新規立ち上げを目指す。 - 地域サロンや自治会での案内を強化し、関係機関と連携して周知を進める。
相談支援・連携体制	地域包括支援センターや基幹型地域包括支援センターを中核に、相談受付体制の充実、PR、地域ケア会議、在宅医療相談室など、他機関・多職種・多制度をつなぐ事業が実施されている。	- 基幹型地域包括支援センターでは、複雑化・複合化したニーズ対応に向け、関係機関との連携強化が必要。 - 地域包括支援センター職員の専門性を一層高め、センターにおけるケース検討を深めていくことが求められる。 - 在宅医療・介護連携では、新ガイドラインに沿って市としての連携のあり方を検討する必要がある。 - 相談受付体制やPRでは、相談窓口の存在自体が市民に十分浸透していない。	- 地域包括支援センターについては、6包括一括評価ではなく、包括ごとの課題や方向性が見える評価にすべきである。 - 生活支援コーディネーターの協議体の開催回数が少なく、圏域差を踏まえた柔軟な運営が必要である。 - 虐待、消費者被害については、行政だけでなく、自治連、民児協、地域団体も含めたネットワークが必要である。	- 基幹型地域包括支援センターでは、各地域包括支援センターを支える調整・支援機能の強化を図る。 - 地域包括支援センターの機能強化や圏域ごとの課題を把握し、支援体制の充実につなげる。 - 生活支援コーディネーターの活動実績の明確化、包括との連携強化。 - 在宅医療相談室では、相談件数だけでなく、相談後どこまで支援につながったかを見えるようにする必要がある。 - 権利擁護では、地域関係者との情報共有や相談の入口の分かりやすさについて改善する必要がある。
生活支援・在宅生活支援	在宅高齢者が暮らし続けるための実生活支援を担う事業が実施されており、配食サービス、緊急通報、デマンド交通などがある。	訪問型サービスBでは、市内全域でニーズがある一方、担い手不足や安否確認が担い手の負担につながっている。	- 配食サービス、訪問型サービスBは、安否確認を必須とすることが利用しづらさにつながっている。 - 家族介護支援では、開催日や開催方法を検討して回数を増やす等検討すべきである。	- 訪問型サービスBについては、必要に応じたアセスメント基準の見直しや柔軟な対応を検討。 - 家族介護者支援では、参加ニーズを踏まえたアプローチ方法を検討。 - 生活支援体制整備事業を充実させ、地域で自立した生活ができる体制整備を進める。
認知症施策	初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症ケアパス等、早期把握、相談、普及啓発、地域支援、見守り、担い手要請まで幅広い内容の事業がある。	- 認知症初期集中支援推進事業は相談が少なく、本人の受容も課題となっている。 - 各包括に認知症地域支援推進員が配置されているが、住民への認知度向上が課題である。 - ステップアップ講座やチームオレンジでは、活躍の場が不足している。	- 包括支援センター自体が十分知られていない中で、認知症地域支援推進員の存在はなおさら見えにくい。 - 認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座など、修了後の活動先不足、マッチング不足が問題である。 - チームオレンジは2チームではまだ少なく、チームオレンジコーディネーターの周知・連携が十分ではない。	- 医療機関につながる前の段階から認知症に触れられる機会を広げ、普及啓発や相談先の周知。 - 本人ミーティングの実施により、本人視点の支援を進める。 - 認知症ケアパスは、医療機関や関係機関等とも連携し、診断後など必要な方に適切に活用されるように取り組む。 - 認知症サポーターステップアップ講座卒業生の活躍の場の確保や活動状況の把握は重要である。サポーターの活躍の場の拡大に取り組む。
介護サービス基盤整備・介護人材確保・適正な運営	介護認定、ケアマネジメント、地域密着型サービス、施設サービス、給付費等の介護サービスの制度運営と基盤整備を一体で実施している。	- 多くの居宅サービス・介護予防サービスでは、「需要と乖離あり」「軽微な乖離あり」「実績に基づき見込みを適正化」と整理しており、次期推計の精度向上が課題である。 - 実績がない、または公募に応募がないなどの事業は周知等を検討する。	給付費、保険料では、需要・供給・人材・財政の実態を踏まえた推計が重要である。	- 地域密着型サービスでは、定期巡回等について、公募継続、周知見直しが必要である。 - 介護人材では、初任者研修や事業所連携、ニーズに即した支援を継続する必要がある。 - 所得段階別の保険料収納状況を把握し、滞納の未然防止に努める。特別徴収への円滑な移行支援にも取り組み、保険料負担の公平性の確保と収納率の維持・向上に取り組む。

えびな高齢者プラン【第10期】に向けた方向性

分野	今後の方向性
介護予防・健康づくり	・要介護認定前の段階から、健康づくりを含む介護予防とフレイル予防を推進する。 ・軽度認定者の重度化防止に向け、運動、栄養、口腔、疾病管理等を含めた介護予防を推進する。 ・身近な場所や自宅でも無理なく継続できる運動・健康づくりの取組を充実させる。 ・医師会、包括支援センター、ケアマネジャー、地域サロン、社会福祉協議会との在宅医療介護連携や介護現場や通いの場との連携支援の強化。 ・検診受診率向上のための周知・がん検診受診機会の見直し。 ・自宅で手軽にできる運動や健康づくりなど、ニーズに応じた教室内容へ見直し。
生きがいづくり・社会参加	・移動負担の少ない社会参加の場づくりや、地域資源との連携を図りながら外出のきっかけを増やすことが重要である。 ・生活支援コーディネーター等と協働し、サロン運営支援の手法を検討。 ・地域サロンや地域版との輪では、開催場所の新規立ち上げを目指す。 ・地域サロンや自治会での案内を強化し、関係機関と連携して周知を進める。
相談支援・連携体制	・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、在宅医療相談室等の相談支援機能の周知と連携を強化する。また、基幹型地域包括支援センターでは、各地域包括支援センターを支える調整・支援機能の強化を図る。 ・相談相手がいない高齢者や支援につなぐりにくい高齢者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制を充実する。 ・地域包括支援センターの機能強化や圏域ごとの課題を把握し、支援体制の充実につなげる。 ・権利擁護では、情報共有と相談窓口の一層の周知を図る。
生活支援・在宅生活支援	・住み慣れた自宅での生活継続を支援するため、サービスの見直し、拡充を検討する。 ・訪問型サービスBについては、必要に応じたアセスメント基準の見直しや柔軟な対応を検討。 ・家族介護者のレスパイト、相談支援など、家族介護者を支える仕組みも重要である。 ・家族介護者支援では、参加ニーズを踏まえたアプローチ方法を検討。 ・生活支援体制整備事業を充実させ、地域で自立した生活ができる体制整備を進める。
認知症施策	・認知症本人の状態や希望に応じた支援を進めるとともに、認知症への正しい理解の普及啓発を図り、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを進める必要がある。 ・医療機関につながる前の段階から認知症に触れられる機会を広げ、普及啓発や相談先の周知。 ・本人ミーティングの実施により、本人視点の支援を進める。 ・認知症ケアパスは、医療機関や関係機関等とも連携し、診断後など必要な方に適切に活用されるように取り組む。 ・認知症サポーターステップアップ講座卒業生の活躍の場の確保や活動状況の把握は重要である。サポーターの活躍の場の拡大に取り組む。
介護サービス基盤整備・介護人材確保・適正な運営	・介護認定を受けていても介護保険サービスを利用していない人もいるが、状態悪化後は一気に在宅継続が難しくなることも想定されるため、地域包括支援センターやえびな在宅医療相談室等による早めの相談支援、制度案内、介護予防から介護保険利用への円滑な接続を強化する必要がある。 ・採用マッチング、働きやすい環境づくりなど人材確保のための支援が重要である。 ・地域密着型サービスでは、定期巡回等について、公募継続、周知見直しが必要である。 ・介護人材では、初任者研修や事業所連携、ニーズに即した支援を継続する必要がある。 ・所得段階別の保険料収納状況を把握し、滞納の未然防止に努める。特別徴収への円滑な移行支援にも取り組み、保険料負担の公平性の確保と収納率の維持・向上に取り組む。

えびな高齢者プラン 21【第10期】骨子案

えびな高齢者プラン21【第10期】

基本理念

一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現

基本目標1 健康づくりと生きがいづくり

- ①心身の衰えを防ぎ、元気に過ごすための取組み
- ②身近な地域で参加できる生きがいづくり
- ③社会参加とつながりづくり

基本目標2 安心して暮らし続けるための支援

- ①相談しやすく、必要な支援につながる体制づくり
- ②自立した暮らしを続けるための支援
- ③権利が守られ、安心して暮らすための支援
- ④住まいと暮らしを支える支援
- ⑤ひとり暮らし・高齢者世帯への支援
- ⑥介護を受ける人とその家族への支援
- ⑦認知症の人と家族を支える地域づくり

基本目標3 介護サービスの充実と安定した制度運営

- ①利用しやすい介護サービス
- ②介護を支える人材の確保とサービスの充実
- ③安定した制度運営の確保

えびな高齢者プラン21【10期】骨子案

現行プラン（R 6～R 8）		新プラン（R 9～R11）		備考
基本目標 1	生きがいを持って健康生活を送るための事業推進	基本目標 1 健康づくりと生きがいづくり		
	①生きがいと健康づくり	①心身の衰えを防ぎ、元気に過ごすための取組み ②身近な地域で参加できる生きがいづくり ③社会参加とつながりづくり		★現行プランの1本柱を、新プランでは3本柱に再編
基本目標 2	地域包括ケアシステムの一層の深化・推進	基本目標 2 安心して暮らし続けるための支援		
	①地域包括ケアシステムについて ②在宅支援事業 ③地域支援事業の充実 ④権利擁護の推進 ⑤生活環境の整備 ⑥市町村特別給付及び保健福祉事業の実施	①相談しやすく、必要な支援につながる体制づくり ②自立した暮らしを続けるための支援 ③権利が守られ、安心して暮らすための支援 ④住まいと暮らしを支える支援 ⑤ひとり暮らし・高齢者世帯への支援 ⑥介護を受ける人とその家族への支援 ⑦認知症の人と家族を支える地域づくり		★1：現行プラン基本目標2「③地域支援事業の充実」に含まれる事業を以下の通り再編 ・一般介護予防事業（サロン関係）を新プラン基本目標1へ統合 ・包括支援事業関係を新プラン基本目標2－①へ統合 ・介護予防・生活支援サービス事業を新プラン基本目標2－②へ統合 ・家族介護支援事業を新プラン基本目標2－⑤、緊急通報システム貸与を新プラン基本目標2－⑥へ統合 ・認知症関連事業を新プラン基本目標2－⑦へ独立 ・その他関連項目を集約し、新プラン基本目標2－⑤、⑥として再編 ★2：現行プラン基本目標2「⑥市町村特別給付及び保健福祉事業の実施」に含まれる事業を以下の通り再編 ・デマンド交通を新プラン基本目標2－②、介護用品等の給付を新プラン基本目標2－⑥へ統合
基本目標 3	介護保険制度の適正な運営	基本目標 3 介護サービスの充実と安定した制度運営		
	①利用しやすい介護保険制度の実現 ②介護サービス基盤の整備 ③財政基盤の整備 ④災害・感染症への対応	①利用しやすい介護サービス ②介護を支える人材の確保とサービスの充実 ③安定した制度運営の確保		★3：現行プラン基本目標3「④災害・感染症への対応」に含まれる事業を以下のとおり再編 ・災害・感染症への対応を新プラン基本目標3－②へ統合

令和 8 年 2 月 20 日開催海老名市介護保険運営協議会の追加質問

◆インセンティブ交付金について

△インセンティブ交付金について・資料 1

- ・P8「海老名市の取組」1 及び 2 はどこの自治体でも一般的に行われていることですが、
「3.財源の確保と制度の持続可能性」の説明文は
「介護保険財政が圧迫されないよう、介護予防や健康増進を進めることで介護サービスを利用者の増加を抑え、保険給付費を軽減し、制度の維持可能性を確保することを目指す」
「すべては財政抑制のための制度」と驚くべき海老名市の取組方針です。
→（回答）御意見として賜ります。
- ・P9 表中に各年度の順位を入れるべきです。
→（回答）御意見として賜ります。
- ・P10「～県内他市と比較したことから～」と銘打っていますが、
他市と比較した「見える化」＝グラフ等がないと委員にはわかりません。
→（回答）御意見として賜ります。
- ・P15「8 結果から見えてきたこと」の 3.4.6 については「R7 から実施」とありますが、
具体的には何をやるのですか。
また、市重点施策であり得点が少ない「2 介護人材…強化」は何もしないのですか。
→（回答）2.3.4.6 について以下回答させていただきます。
- 2 高齢化が進む中で、介護人材の慢性的な不足が深刻化しており、質の高い介護サービスの提供が困難となっております。人材育成研修の充実等の取り組みを強化することで、介護人材の確保に努めていく必要があると認識しております。
- 3 庁内、関係機関との連携の強化について
介護保険事業の円滑な運営を実現するためには、庁内および関係機関との密接な連携が重要です。今までは情報共有や意見交換の頻度が十分とは言えなかったため、連携強化の仕組み作りを検討し連携を始めていきます。
- 4 介護予防事業のさらなる推進のための、生活支援コーディネーターの活動の充実→R7から
介護予防事業の推進は、要介護状態の増加を防ぎ、地域住民の生活の質を維持するために重要です。しかし、現状では生活支援コーディネーターの支援体制を整備し始めています。
まだまだ、コーディネーターの育成や活動拡充に向けた支援が必要ではありますが、地域住民が介護予防事業に積極的に参加できる環境を整備していきたいと考えております。
- 6 在宅医療・在宅介護連携の体制の再構築が必要
海老名市にはえびな在宅医療相談室を設置し、医療と介護の連携の中核としています。しかし、現状では医療機関と介護事業者間の連携がまだまだ不足していることもあります。
医療と介護の情報共有や協働体制を拡充する仕組みを構築し、円滑で効果的な連携を実現していきたいと考えます。
- ・P16「9 今後に向けて」の「1.データの評価分析を実施し、第 10 期計画に向けて事業の見直しと新たな事業の構築について検討する」ということは、事務局から策定部会に対してデータの評価分析結果の報告があり、それに伴い策定部会は既存事業の見直し及び新規構築事業についての検討に関与することになりますが、既配布済みの「策定スケジュール(資料 2 号)」のどこに落とし込むのでしょうか。
→（回答）データの評価分析を実施し、第 10 期計画に向けて事業の見直しと新たな事業の構築について検討するということは、令和 8 年度に行う予定の内容です。
具体的には、データの評価分析は令和 8 年度上半期に行います。
また、事業の見直しについては計画策定部会令和 7 年度第 2 回会議からスタートし、令和 8 年 5 月に事業報告書作成を目指しております。その後に事業の見直しと新たな事業の構築について検討してまいります。

△インセンティブ交付金について・資料 1 別紙

◆地域包括強化

目標Ⅰ-(1)-4 評価結果の活用

【意見】	ア・イ・ウ・エは 2024 年度実施していないので得点にはならないのでは
【事務局】	2025 年予定を含むので加点になる
【質問】	指標説明を読むと「時点」欄には「2024 年度実施(予定を含む)」とあり、事務局説明の「2025 年実施も含む」と読むのは間違いで加点できないのではないかと
【回答】	会議の中では、「令和 6 年度の時点で、令和 7 年の評価をしないといけないものになります。令和 7 年にやる予定であれば〇にできるものもあれば、できないものもある」旨お話をさせていただきました。 本項目については、令和 6 年度の時点で、達成見込みであったため、ア・イ・ウ・エすべて〇としました。

目標Ⅱ-(1)-2 給付費適正化事業の取組状況

【質問】	指標説明を読むと、ア・イ・ウは得点するには前項の 1 の策定状況がないと加点できないとされている。加点してよいのか
【回答】	ご認識のとおりですが、「介護給付費適正化方策が策定されていること」が前提とあり、PDCA サイクルの確立可否を評価する前項の「目標Ⅱ-(1)-1 アを満たしていること」とは示されておらず、該当事項に対する疑義照会は受けておりません。

目標Ⅲ人材確保・・・・・・・・

【質問】	他の委員から指摘されていたように、市重点施策なのに 6/64 と得点が低い理由は
【回答】	高齢化が進む中で、介護人材の慢性的な不足が深刻化しており、質の高い介護サービスの提供が困難となっております。人材育成研修の充実等の取り組みを強化することで、介護人材の確保に努めていく必要があると考えております。

目標Ⅲ-(1)人材確保・・・・・・・・

【質問】	ウの市独自事業とは何か
【回答】	委託による介護職員初任者研修の実施及び社会福祉協議会による介護職員就労支援金の交付事業のことです。

◆保険者努力

目標Ⅰ-6-ウ SC 活動

【質問】	SC が作成した地域分析資料は見ることはできますか
【回答】	申し訳ございませんが、現時点では公開しておりません。 今後の課題として検討させていただきます。

目標Ⅱ-1 イ 成年後見制度

【質問】	成年後見制度利用支援要綱とはどのようなものか。市 HP で公開しているのか。また、過去 3 か年度の利用状況と予算・決算額はいくらか
【回答】	「成年後見制度利用支援要綱」という名称の要綱本市では存在せず、「海老名市成年後見制度に係る報酬費用等の助成に関する要綱」がございます。本市ホームページで要綱自体は公開しておりませんが、制度に関する案内のページは下記のホームページにございます。 https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/shakaifukushi/1011759/1014231.html 予算、決算について 令和 7 年度 1,902,000 円 967,000 円 令和 6 年度 1,134,000 円 864,000 円 令和 5 年度 798,000 円 432,000 円 ※高齢者に限定した成年後見人等費用助成制度利用に関する実績データです。

目標Ⅱ-2-ウ 認知症

【質問】	情報ツールとはいかなるものか
【回答】	関係機関との情報ツールです。高度なセキュリティで守られた情報ツールを用いて、個人情報を含めた情報交換を行っております。